

檜枝岐村独自の補助事業一覧

(令和6年4月1日現在)

檜枝岐村は、豊かな自然と伝統文化がある魅力的な村です。
 今後も村民一人ひとりが「住んでよかった」と思うことができるよう、
 定住促進や子育て支援をはじめとする各種施策に取り組み、
 地域の活性化を図っていきます。
 村民の皆さまの積極的な活用をお待ちしております。

※多くの補助事業は、村に住所を有し、村税や使用料等の
 滞納がない方が対象となります。

申請忘れは
ありませんか？



暮らしを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
地域緊急経済対策 燃料費補助金	全利用者	檜枝岐村農協スタンド ハイオク、レギュラーガソリン 13円/割引 軽油 8円/割引 ※村民は、店頭価格よりさらに1円/割引。 ※上記の他、令和4年3月～原油価格の高騰による割引を実施中 ※利用時は割引後の価格となっております。	総務課 75-2500
	村民のみ	檜枝岐村農協スタンド 灯油 5～10月 10円/割引 11～4月 16円/割引 ※上記の他、令和4年3月～原油価格の高騰による割引を実施中 ※利用時は割引後の価格となっております。	
健診無料化 	対象年齢以上	20歳～子宮がん検診（女性） 30歳～住民健診、乳がん検診（女性） 40歳～がん検診（胃、大腸）、結核検診 50歳～前立腺がん検診（男性）	住民課 75-2502
予防接種無料化	対象年齢のみ	BCG、4種混合、2種混合、MR(麻しん・風しん)、日本脳炎、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎	
高齢者等インフルエンザ 予防接種一部助成	対象年齢のみ	1千円の助成（65歳以上の者 他）	
成人用肺炎球菌ワクチン 予防接種一部助成	対象年齢のみ	自己負担の3千円を超えた額を助成 （65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、 90歳、95歳、100歳の者 他） 	
県外予防接種助成	県外に長期にわたり滞在している、予防接種対象者 (要申請)	県医師会の定めに基づき、村が設定する額を上限に助成	



暮らしを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
風しん抗体検査助成	妊娠を予定 (希望)する20 ~49歳の方	檜枝岐診療所での検査料金 無料 次の者は対象外。 ①既に風しんに罹患したことのある者 ②過去に風しんワクチン接種を2回受けた者 ③妊娠中の女性及び現在妊娠している可能性がある女性 ④過去の妊婦検診において風しん抗体検査が16倍以上の者	住民課 75- 2502
風しんワクチン接種助成	右記対象者	檜枝岐診療所での接種料金 無料 ①風しん抗体検査助成事業により実施した風しん抗体検査の結果が陰性の者 ②経産婦であって過去の妊婦検診等で風しん抗体が16倍未満の者	
緊急通報システム事業	概ね65歳以上の 一人暮らし 高齢者 (要申請)	急病等の場合に、本人に代わって救急車の手配や協力者等への連絡をする、緊急通報装置の貸与 ※所得に応じて一部負担金あり	
敬老祝金	75歳以上	毎年 1人につき1万円支給	
	右記対象者	毎年 100歳・105歳・110歳の方1人につき10万円支給	
ご長寿記念品	75歳以上	敬老の日を祝し、ご長寿を願い、1人につき1万円支給	
高齢者応援支援金 ①お年寄り孝行支援金	右記対象者	85歳以上または要介護(支援)認定を受けた高齢者と同居している親子関係にある方 毎年 1人2万円(2人目以降 1万円)	
②高齢者支援金	右記対象者	80歳以上の一人暮らし高齢者・夫婦のみの世帯 毎年 1人1万円支給	
小規模多機能利用者負担軽減	施設利用者 (要申請)	小規模多機能施設「尾瀬の華」利用者の介護費用を所得段階により1/4~1/2軽減	
高齢者等紙おむつ購入費助成	購入者 (要申請)	高齢者等紙おむつ購入費の一部助成費用の1/2、月額7千5百円を限度 ※社会福祉協議会が窓口	
高齢者・障害者緊急短期入所事業	右記対象者 (要申請)	在宅の要支援・要介護高齢者・障害者で、一時的に在宅の介護が受けられない場合等に、「尾瀬の華」において短期入所サービスを実施	



施策名	対象	事業概要	担当課
温泉施設利用助成	満85歳以上 (要申請)	村内公衆浴場の利用料無料	住民課 75- 2502
高齢者等住宅改修補助	60歳以上 (要申請)	手すりの取り付け・段差の解消・洋式便器への取り替え等の改修に係る費用の9割を補助 1人18万円まで	
心身障害者(児)福祉年金	右記対象者	手帳の等級により下記金額を支給 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1級 年額1万円 ・身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、 精神障害者保健福祉手帳2級 年額5千円	
重度身体障害者等日常生活用具給付	右記対象者 (要申請)	身体障害者手帳の交付を受けており、日常生活用具が常時必要な方に対し、自立支援、排泄管理支援用具等の給付	
重度心身障害者医療費給付	右記対象者 (要申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳…1、2級、3級(※3級は心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫又は肝臓機能障害に限る) ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳Bかつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2、3級かつ身体障害者手帳または療育手帳所持者の方に対し医療費を給付(所得制限あり) 	
葬祭費の支給	国保世帯 (要申請)	1件5万円支給	
	後期高齢者 (要申請)	1件5万円支給	
粗大ごみ処分料の補助	全世帯	粗大ごみ(年2回収集)処分料の半額を補助	
家庭用生ごみ分別容器及び生ごみ収集用バケツ支給・助成	全世帯 (要申請)	生ごみ分別容器及び収集用バケツを1台無料支給 (2台目からは1/2補助)	
家電リサイクル適正処理補助金	全世帯 (要申請)	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、洗濯乾燥機、エアコン処分料の半額を補助 (処分料は村内家電業者の処分費を基準)	
高齢者世帯等雪下ろし助成金	右記該当者 (要申請)	世帯全員が下記いずれかに該当する場合、一般住宅の除雪作業委託に係る費用を9割補助 <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者のみ ・身体障害者または要介護認定者 ・母親と児童のみ等 (1シーズン2回まで)	

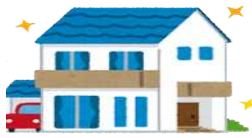




暮らしを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
花の観光地づくり補助金	全世帯 (要申請)	花のある村づくりとして、花苗や肥料等の購入経費の1/2補助で、1世帯1万円まで	観光課 75-2503
公衆浴場利用推進	全世帯および全事業者	中学生以下利用料無料 公衆浴場回数券及び年間券（個人会員券・家族会員券・法人券）の村民割引 ※回数券は駒の湯、燧の湯で購入可 年間券はアルザのみ取り扱い ※令和5年度より値上げを行う利用料金について、村民は値上げ対象外	温泉・特産事業所 75-2200
地場産品利用推進	全世帯及び全事業者	令和5年度より値上げを行う、特産品センターおよび檜枝岐魚苑で生産する商品について、村民価格は値上げ対象外	
屋根塗装補助	全世帯 (要申請)	村の指定する色（赤さび色からこげ茶色の間）に屋根を塗装した場合の費用を補助 1坪あたり1千円で、50坪5万円まで補助（一世代1回）	
有害鳥獣被害防止対策事業補助金	全世帯 (要申請)	鳥獣による農作物等への被害を防止する事業に対し補助 ・電気柵設置事業 材料購入費の2/3補助 補助額は15万円まで ・防護ネット設置事業 材料購入費の2/3補助 補助額は10万円まで ※同一場所における同一事業は補助額の上限まで申請可能	産業建設課 75-2501
尾瀬檜枝岐温泉スキー場利用推進	全世帯	リフト料金およびレンタル（クロスカンントリー用のスキー、ポール、靴、スノーシュー）無料	観光施設事業所 75-2351
観光施設事業所利用促進	全世帯	・尾瀬沼ヒュッテの村民料金 1泊2食 小学生以上一律3,000円 (未就学児無料) ・御池ロッジの村民料金 食事無し 小学生以上一律2,000円 (未就学児無料)	
運転免許証自主返納者等活動支援補助金	右記該当者 (要申請)	80歳以上の村民で、運転免許証を自主返納もしくは更新を辞退した場合、3万円を支給（1人1回限り）	総務課 75-2500

施策名	対象	事業概要	担当課
除雪機購入補助金	右記該当者 (要申請)	村民が除雪機械等の購入への補助 複数世帯での共同購入も可	総務課 75- 2500
(補助要件)		下記の機械を購入し、村内のみ作業（利用） すること。ただし、10年間は転売を認めない ①スノーロータリー除雪機（檜枝岐村農協 購入分のみ対象） ②ホイールローダー除雪機（購入先の指定 なし。中古購入も対象。） ※本人や同居している方が、15年以内に 本補助金を交付されていなければ不可	
(補助内容)		購入費の1/2を補助。補助額は100万円 まで ※共同購入の場合、1戸につき100万円 まで ※下取金額は購入費から差し引かずに補助	



住まいづくりを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
設備投資・管理補助金		檜枝岐村で営業されている方や村民の方が施設の新・増・改築、施設の付帯設備及び備品購入、空き家等の解体に補助 令和8年3月31日までとなります。	
(補助要件)	右記いずれかの該当者 (要申請)	<ul style="list-style-type: none"> • 村に法人登記し、2年以上営業実態がある法人 • 2年以上連続して居住実態がある永住見込みの村民 • 商工会並びに観光協会の会員 	
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> • 新、増、改築、付帯設備及び備品購入についての対象事業費は、営業施設100万円以上、一般住宅50万円以上、75歳以上の高齢者のみの世帯は10万円以上の事業とし、事業費の1/3補助 ※空き家等の全部解体事業は10万円以上の事業で事業費の1/2補助（住居のみ） • 補助額は166万6千円まで • 定住促進支援事業の補助金額を控除した事業費に対して重複適用可 • 車両（建設業、卸売業等の専用車で事業者名が記載されている車両の購入は除く）、除雪機、3万円以下の備品、村外の建物、消耗品等は対象外 • 居宅介護住宅改修費の自己負担分の1/2補助 ※平成25年4月1日以降の事業の申請が可能で、年度をまたいだ申請も補助対象になる。 限度額（166万6千円）になるまで複数回に分けて申請が可能	総務課 75-2500
定住促進支援事業補助金（一般世帯向け）		村民の方が自宅を新・増・改築、中古住宅の取得・増・改築、土地の取得、建築物の付帯設備等を購入をする場合に補助 令和8年3月31日までとなります。	
(補助要件)	右記該当者 (要申請)	2年以上村に居住しており、補助金取得後5年間は居住予定の方	
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> • 50万円以上の対象事業で1/2補助 補助額は25万円～200万円 • 限度額以内であれば2回に分けて利用可 • 設備投資・管理補助金と重複適用可能。 • 建築物の付帯設備で3万円以下のものは対象外。 • 定住促進支援事業補助金（自営業者向け）と双方での申請は対象外 	

施策名	対象	事業概要	担当課
檜枝岐村住宅整備資金 融資制度	右記を満たす者 (要申請)	村内に住居を新・増・改築する方に対し住宅建築資金の融資を行う	総務課 75- 2500
(融資要件)		<ul style="list-style-type: none"> ・村に住民登録し、新築または増改築する住宅に将来まで居住する意志のある方 ・転入、世帯分離及び村営住宅等に住んでいる方が新築する住宅 ・独立生活が営める設備を備えた住宅 	
(融資条件)		<ul style="list-style-type: none"> ・資金の使用目的-住宅建設資金（宅地取得も含む） ・融資限度額-宅地の取得及び住宅建築にかかる経費 ・総額の1/2、500万円まで ・返済期間 10年 ・返済の方法 元金均等償還 ・保証人 連帯保証人1名 ・融資の利率 無利子 	
(特例)		転入、婚姻等により別世帯を設けずに親と同居するために住居の増改築を行う方は、融資を受けることが可能	
木造住宅耐震診断者 派遣事業補助金	右記住宅所有者 (要申請)	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助	産業建設課 75- 2501
(補助内容)	1戸あたり15万4千円を限度に補助 数千円程度は所有者負担		
木造住宅耐震改修支援 事業補助金	右記住宅所有者 (要申請)	住宅耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準に満たない住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助	産業建設課 75- 2501
(補助内容)	工事費の1/2補助（100万円まで） ただし、段階改修（簡易改修・部分改修）は60万円まで		
再生可能エネルギー発電 設備等導入促進支援補助金	右記いずれかの 該当者 (要申請)	再生可能なエネルギーを利用して発電、給湯、冷房及び暖房の設備を設置する村民に補助 事業例：太陽光発電設備の導入 水力・風力発電設備の導入等	産業建設課 75- 2501
(補助要件)		<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上連続して居住実態がある永住見込みの方 ・以前村に5年以上居住実態があったUターン者で居住実態がある永住見込みの方やその個人が組織する団体 	
(補助内容)		対象事業費の3/4補助（100万円まで）	



結婚・子育てを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
結婚祝金	右記対象者 (要申請)	永住見込みの村民で結婚した夫婦に支給 1組10万円	住民課 75- 2502
出産祝金	右記対象者 (要申請)	対象児の出産時に村民で永住見込みの保護者に支給 第1子 10万円 第2子 10万円 第3子以降1人につき 50万円	
子育て支援金	右記対象者 (要申請)	3歳未満の幼児を扶養する永住見込みの保護者に支給 子1人につき、月額5千円	
入学祝い金	右記対象者 (要申請)	小・中学校、高校に入学する児童生徒の保護者に支給(転入学含む) 小学校入学時：5万円 中学校入学時：5万円 高校入学時：10万円	
学資手当	右記対象者 (要申請)	16～22歳までの就学生がいる世帯に支給 就学生一人につき、月額5千円 ※他の制度等で類似の手当等を受給している方は除く	
媒酌人褒賞金	右記対象者 (要申請)	婚姻当事者が永住見込みの村民の媒酌人に支給 1組につき10万円	
特定不妊治療費補助	右記対象者 (要申請)	福島県特定不妊治療費助成の交付決定を受けている等の要件を満たす方が、当該治療を受ける際の費用を補助 1回につき30万円、1年度2回まで 通算5年を限度	
婚姻推進事業補助	右記対象者 (要申請)	代表者が成人である村民で構成される団体等が行う、婚姻促進事業に要する経費に対し、実施年度の予算の範囲内で補助	
結婚相談所等利用者補助	全村民 (要申請)	結婚相談所に入会または結婚相談所が実施した事業に参加した際の費用を補助 1人につき1年度5万円まで 通算2年を限度	
妊婦健診助成	妊婦 (要申請)	下記健診の県内医療機関受診料無料 前期1回、後期1回、36週前後1回、 その他の期12回、産後2週間1回、 産後1ヶ月1回、妊婦精密検査1回 ※助産院又は県外医療機関を受診する場合は 年度ごとに県医師会の定めに基づいて 村が設定する額を限度に助成	

施策名	対象	事業概要	担当課
妊婦通院費補助金	妊婦 (要申請)	村で母子健康手帳の交付を受けた妊婦及び、母子健康手帳を有し転入してきた妊婦に対し、通院費等に係る経費を補助 妊娠期間1回あたり5万円を支給	
新生児聴覚検査	新生児 (要申請)	新生児聴覚検査3回分の受検料無料 (県内医療機関) ※県外医療機関を受診する場合は、年度ごとに県医師会の定めに基づいて村が設定する額を限度に助成	
産後ケア事業	産後1年未満の産婦 (要申請)	育児不安等ある方に対して、下記の事業にかかる費用の一部を補助 ①産後宿泊ケア事業 助産所に宿泊し、助産師による保健指導 利用期間：6泊以内 利用料金：(初日)67,830円 (内64,830円補助) (2泊目以降)48,810円 (内46,560円補助) ②産後日帰りケア事業 助産所へ行き、助産師による保健指導 利用期間：5日以内 利用料金：16,940円 (内15,440円補助) ③産後訪問ケア事業 助産師による訪問指導 利用日数：5日以内 利用料金：7,380円 (内6,880円補助)	住民課 75- 2502
チャイルドシート購入補助	乳幼児がいる世帯 (要申請)	チャイルドシート1台につき購入価格の1/2 乳幼児1人あたり1万円まで	総務課 75- 2500
子ども医療費助成	18歳到達年度末までの子どもがいる世帯 (要申請)	18歳未満の子どもの医療費のうち、自己負担額を助成。子ども医療費受給者証の提示により、県内医療機関のほとんどが窓口での支払いなし(薬の容器代など、一部対象外もあり)	
ひとり親家庭医療費助成	右記対象者 (要申請)	18歳未満の児童を扶養している、配偶者のない保護者に助成。保護者にかかる医療費のうち、受診月ごとの自己負担額を合算して1千円を超えた金額を助成。(所得制限あり)	住民課 75- 2502
児童手当	0歳から中学生の児童を扶養している者 (要申請)	3歳未満 1人あたり月1万5千円 3歳以上小学校修了前 1人あたり月1万円 (第3子以降は、1万5千円) 中学生 1人あたり月1万円 ※「第3子以降」とは、高校卒業までの扶養している子供のうち3番目以降	



結婚・子育てを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等	子どもの人数、保護者の所得に応じて支給 (所得制限あり) ※金額は年度によって変動	住民課 75- 2502
特別児童扶養手当	身体又は精神に中度又は重度の障害を有する20歳未満の児童を監護する者	身体又は精神に中度又は重度の障害(1・2級該当)を有する20歳未満の児童を監護する者に対し支給。 手当額は障害の等級により決定 (所得制限あり) ※金額は年度によって変動	
子育て応援パスポート	18歳到達年度末までの子どもがいる世帯 (要申請)	子ども1人につきファミたんカード1枚を交付し、協賛施設よりサービスを提供 令和9年3月31日までの県との共同事業	
出産育児一時金	国保世帯 (要申請)	国保世帯 出産1回あたり50万円を支給	
檜枝岐児童館の運営	2歳児から就学前の子どもがいる世帯 (要申請)	3歳到達年度～小学校就学前までの児童を対象に、保育事業を行う 月～金曜 8時30分～16時30分 使用料無料	教育委員会 75- 2342
児童館延長保育事業	児童館入館者 (要申請)	保護者のやむを得ない事情により、有料にて延長保育を実施 利用料：150円(朝・夕 各1回あたり) 朝 7時45分～8時30分 夕 16時30分～17時45分	
// 一時預かり事業	右記対象者 (要申請)	満2歳以上の児童館入館前の児童 週2日程度実施、無料	
// 村出身者預かり	右記対象者 (要申請)	村出身者の子どもで、児童館入館対象年齢の児童が有料で利用可能 原則1ヶ月～3ヶ月以内の期間 利用料：月2千円(10日以内 月1千円)	
放課後子どもクラブ	小学1～3年生 (要申請)	放課後の時間帯に、多様な体験や活動を支援する場所の提供。利用料無料。 開設時間 13時～17時30分 場所：檜枝岐児童館2階 (屋外で活動する場合あり)	
NEW 高等学校等就学助成事業	右記対象者 (要申請)	村民で村内に3年以上居住しており、檜枝岐小中学校を卒業し、高等学校等に在学している者の保護者に対し、助成金を交付 月額 1人3万円(四半期ごとの支払い)	





働く皆さまを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課
民間事業者広告支援事業補助金	右記事業者等 (要申請)	村に住所を有する事業者または、村民が主体となった民間団体が行う、メディアを活用した広告掲載やHP改修及びリニューアル等に係る経費の4分の3を補助 補助限度額：1事業者につき通算60万円まで	観光課 75-2503
未来の人づくり育成事業補助金	右記対象者 (要申請)	60歳未満の村民が実施する海外並びに、国内における先進地視察研修及びシンポジウム、セミナー等の経費の3/4を補助 補助限度額：海外研修 1人20万円 国内研修 1人10万円	総務課 75-2500
人材育成支援事業助成金	村が行う事業に協力できる村民 (要申請)	観光産業の安定化、または第6次産業や新規産業への参入が図れるようにするため、各種資格取得のための受験にかかる経費を補助 事業費の3/4補助、1人30万円まで	
地域コミュニティ力向上事業補助金	村内各集落 (要申請)	集落単位で行う美化活動、防災活動、高齢者福祉活動のほか、集落が抱える課題に対する事業に対して補助 参加1世帯につき上限2千5百円(年1回) ※営利目的および、集落世帯数の過半数が参加しない事業は対象外	
檜枝岐村地場産品奨励補助金	地場産品製造者	檜枝岐村で採取した原材料を使用し、村内の売店及び村営事業所で製造または販売される品物の製造者に対して補助 補助対象経費：卸価格(税抜価格)の2割 1個1千円まで ※自家製造販売品及び食品類は交付対象外	産業建設課 75-2501
檜枝岐村農業振興事業補助金	全世帯 (要申請)	村内から購入した農作物用肥料及び種苗を使用して、農作物を栽培する事業に対し補助 事業に要する経費の1/2補助 補助限度額：2万5千円	
狩猟免許取得等補助金	右記対象者 (要申請)	平成26年12月以降に狩猟免許等を取得した方、猟銃等を購入した方を対象に補助 ・狩猟免許の取得、猟銃等の所持、狩猟登録経費は新規取得者に限り全額補助 ・猟銃等の購入は経費の1/2補助 補助額は15万円まで	



施策名	対象	事業概要	担当課
地域振興補助金	村民が組織する団体 (要申請)	檜枝岐村の住民が地域の振興を図るため、地域振興事業を実施する場合に補助	総務課 75-2500
(対象事業)		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業 地域文化財伝承、保存事業 地域スポーツ活性化推進事業 産業育成事業 環境美化等整備事業 地域活性化イベント支援事業 	
(補助内容)		補助対象経費の3/4補助。補助額は100万円まで 同一団体による同様の事業は、2回を限度に補助	
定住促進支援事業補助金 (自営業者向け)	右記該当者 (要申請)	事業所が営業施設を新・増・改築・取得及び、中古民宿等の取得・増・改築、土地取得、建築物の付帯設備等を購入する場合に補助 令和8年3月31日までとなります。	
(補助要件)		<ul style="list-style-type: none"> 事業主が村に住民登録をしている事業所で、2年以上村に居住している 補助金取得後5年間は事業を継続する予定の事業 事業前にアドバイザー（経営面や施設面）の意見を求める 	
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> 250万円以上の対象事業で1/2補助 補助額は125万円～1,000万円まで 限度額以内であれば、2回に分けることが可能 複数年計画の策定があれば、3年にかけて実施可能 設備投資・管理補助金との重複適用可能 定住促進支援事業補助金（一般世帯向け）と双方での申請は対象外 	
産業振興利子補給制度	右記該当者 (要申請)	上記、定住促進支援事業補助金の対象となる借入れを行った自営業の方に、利子の一部を補給 令和8年3月31日までに該当した事業に限ります。	
(補助要件)		<ul style="list-style-type: none"> 村内で1年以上生計を営んでいる事業主 会津よつば農業協同組合檜枝岐支店または檜枝岐村商工会を窓口とした借入れ 定住促進事業補助金（自営業者向け）の対象となる資金の借入れ 	
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> 1事業主あたり1,000万円以内の実未償還元金にかかる利子の1/2を補給。ただし利子の1/2の割合が1%に満たない場合は1%を補給。（支払開始日から完済まで） 	

働く皆さまを支援します

施策名	対象	事業概要	担当課		
起業チャレンジ補助金	右記対象者 (要申請)	村経済の発展のために、村内で新たに事業を開始する場合に補助	総務課 75- 2500		
(補助要件)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 村に住所があり居住している者、又は代表者の住所が村にある団体又は法人 ・ 副業や第二創業と判断されない事業 ・ 他の補助金等、収入がある場合は補助対象経費から差し引き ・ 補助金交付後は、村が行う地域づくり事業に積極的に協力すること 			
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業に必要な経費の2/3補助 ・ 移住して5年以内の村民や、女性または女性が代表の団体の場合は4/5補助 ・ 補助額は100万円まで 			
事業拡大チャレンジ補助金	右記対象者 (要申請)	村の既存事業の拡大による雇用創出や事業の発展、地域資源発掘などをする場合に補助			
(対象事業、要件)		<p>村に住所があり居住・営業をしている者、又は代表者の住所が村にあり、営業をしている団体又は法人が行う下記の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産品を利用した商品開発、販売事業 ・ 既存事業を拡大した新たな取組みとなる事業 ・ 副業や第二創業となる事業 <p>※維持修繕や機器の更新などは、事業拡大ではないため、対象外</p> <p>※補助金交付後は、村が行う地域づくり事業に積極的に協力すること</p>			
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の1/2補助 ・ 補助額は100万円まで 			
地域デジタル化推進補助金	右記対象者 (要申請)	<p>電子決済導入やフリーWi-Fi等事業者と利用者それぞれにデジタル化のメリットが享受されると思われるものの整備にかかる費用や決済手数料を補助</p> <p>※決済手数料については、制度実施期間は毎年申請可能</p> <p style="color: green;">令和10年3月31日までとなります。</p>			
(対象事業、要件)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾瀬檜枝岐温泉観光協会員または村内で事業されている村民 ・ デジタル化によりお客様の利便性や付加価値が向上するもの ・ キャッシュレス決済手数料 			
(補助内容)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の4/5補助 ・ 補助額は下記のとおり <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">導入に関する費用</td> <td style="width: 50%;">通算50万円まで</td> </tr> <tr> <td>決済手数料</td> <td>10万円まで</td> </tr> </table>	導入に関する費用	通算50万円まで	決済手数料
導入に関する費用	通算50万円まで				
決済手数料	10万円まで				

～各種くらしのお問い合わせ～

戸籍、住民票、年金、マイナンバーについて
ごみ処理の問い合わせ、灯油等が流れた場合
国保、介護保険、後期高齢者医療について
障がい認定について ほか

住民課

☎75-2502

健康づくりについて
予防接種について ほか

保健センター ☎72-8364

水道、下水道について（温泉につきましては、温泉・特産事業所☎75-2200へご連絡ください）
野菜の苗、肥料に関する補助
屋根を塗り替える際の補助
道路、河川、除雪、水路について
村営住宅の利用や耐震診断について
太陽光、水力・風力発電について
シカ、サル、イノシシ対策について ほか

産業建設課

職員の採用、地域おこし協力隊について
税の証明書発行、確定申告
営業施設や住宅の新・増改築補助、起業支援
高齢者運転免許返納、チャイルドシート購入補助
消防、防災無線について
電話、インターネットについて
土地の利用や空き家について ほか

総務課

☎75-2500

花苗、花の肥料等の補助
観光情報、イベントについて
広告支援事業補助金について ほか

観光課

☎75-2503

児童館、小・中学校について
村民体育館、野球場、東雲館等の使用について
尾瀬寮、奨学資金等について

教育委員会

☎75-2342

夜間、休日に急用がある場合
（水路詰まり、葬儀など）

役場・夜間

☎75-2313

